

ウクライナからの避難民の生活支援について

○既存事業の拡充 ◇民間連携 ・既存事業

既存の福祉施策の拡充のほか、民間企業や団体の支援を募り、連携体制を構築します。



民間連携による 支援物資等の提供

- ◇衣類・生活用品等の提供
- ◇さがみはらSDGsパートナー等からの支援

手続・相談窓口

- 住民登録時の電話通訳（ウクライナ語）
- 生活相談・各種手続に同行

生活支援

- 在留資格に応じた生活保護準用（要：国照会）による総合的な生活支援

就労支援



- 就職支援センターにおける職業紹介ハローワーク（専門援助部門）等との連携を含む

食材支援

- ◇フードバンクによる食材提供
- フードドライブ品の提供



居住支援

- 公営住宅の提供（10戸程度）
- リユース家具の提供



子育て・教育支援



- 保育所等への入所
- 保育料等の一部減免
- 児童クラブ育成料の一部減免
- ・日本語指導講師の派遣等
- ・就学に関する支援



医療機関の受診支援

- ・医療通訳派遣（英語）

定着支援



- ・国際交流ラウンジ事業
- ・日本語教室等支援団体へのつなぎ
- ◇S C相模原：サッカー教室の提供

調整中のものが含まれています。